

## ■教育行政のポイント

### いじめの“正確な認知”

菱村 幸彦

本年3月、総務省は、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」(以下「勧告」)を出した。

これは総務省が、政策評価として、関係機関(文科省、教育委員会、学校等)における「いじめの防止対策」の取組状況を調査し、いじめ防止の改善について勧告を行ったものである。

勧告は、いじめの重大事態やいじめ相談への対応等についても提言しているが、ここでは「いじめの正確な認知」について取り上げる。

#### 法が定める「いじめ」の定義

文科省の調査によると、平成28年度のいじめの認知件数は32万件を超えている。

一方、いじめを1件も認知していない学校は、1万1,528校(学校総数の30.6%)に及ぶ。この中には真にいじめを根絶している学校もあるだろうが、見過ごしたり、放置したりして、いじめが潜在している学校があることも懸念される。

また、文科省調査では、児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、全国平均が23.8件で、最多の京都府が96.8件、最少の香川県が5.0件となっている。この都道府県間の差は、いじめの認知が適正に行われていないおそれのあることを示している。

いじめ防止対策推進法は、いじめの定義について「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している(法2条1項)。

この条文はわかりにくいのが、条文に定める「いじめの要件」を整理すると、

(1) 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること

- (2) AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- (3) AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- (4) Bが心身の苦痛を感じていること——となる。

#### 認知件数ゼロは保護者等に公表

国の基本方針は、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じている」という要件が限定して解釈されることがないように求めている。

しかし、学校によっては、いじめの要件を限定して解釈しているケースがみられる。この点について、勧告は、今回の調査対象となった249校のうち59校で、法が定める定義とは別の「継続性、集団性、一方的」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈していたと指摘している。

文科省は、平成17年度まで、いじめの定義を、(1)自分より弱い者に対して一方的に、(2)身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、(3)相手が深刻な苦痛を感じているもの、と示していた。平成18年度から前述の法の定義とほぼ同旨に改めたが、いまま古い定義の影響が残っているようだ。

勧告は結論として、教委と学校に対し、(1)いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと、(2)法のいじめの定義を限定的に解釈しないことについて周知徹底することを要請している。

勧告を受けて、文部科学省は、通知(平成30年3月26日)で、次の諸点を示している。

- (1) 認知件数が少ない場合、いじめ認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを確認すること。
- (2) 認知件数ゼロの場合、その事実を児童生徒や保護者に公表し、認知漏れがないか確認すること。
- (3) 加害行為の「継続性」「集団性」「一方的」など、いじめの定義を限定して解釈しないこと。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●新学習指導要領を実現する校長のマネジメント ひとつの答えがこの1冊に

## クリエイティブな校長になろう

【著】平川理恵 四六判・244頁/定価(本体1,800円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

